

# 荒尾市

## 空き店舗活用創業等支援事業補助金

空き店舗の解消促進及び魅力的なまちづくりの推進を図るため、空き店舗を活用して創業をする際の賃借料と改修費の一部を補助します。

### 対象者

以下のいずれかに該当する方が対象となります。

1. 空き店舗を活用し、荒尾市内で新たに店舗等を開業する個人又は法人。（市外にて事業を営んでいる者が新たに市内に開業する場合を含む。）
2. 現在営んでいる店舗等とは異なる業態にて事業を行う個人又は法人。

### 補助対象経費

※受付は予算に達し次第終了とします。

#### 賃借料

都市機能誘導区域内

上限 **6万円/月**

その他

上限 **3万円/月**

※補助率は補助対象経費の2分の1

#### 改修費 （対象：内外装工事費、附属設備工事費）

都市機能誘導区域内

上限 **50万円**

その他

上限 **20万円**

※補助率は補助対象経費の2分の1

### 対象事業

小売業、飲食業、宿泊業、生活関連サービス業

### 対象要件

以下のすべてに該当する必要があります。

1. 空き店舗等を賃借して行うこと。
2. 週4日以上営業を行うこと。
3. 1日4時間以上営業を行うこと。
4. 市税の滞納がないこと。

※ただし次の場合は対象外とする。

- ・風俗営業等の規則及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定により許可又は届出を要する事業。
- ・店舗面積が1,000㎡を超える大型店及び当該施設内のテナント型店舗物件。
- ・荒尾市内に既にある店舗等を移転して行う事業。

※詳細は下記までお問合せください！

荒尾市 産業振興課 商工政策係

TEL 0968-63-1432 FAX 0968-63-1158